

「北海道 Society5.0 推進会議」開催要領

(目的)

第1条 人口減少や少子高齢化が全国に先駆けて進行する本道において、人手不足の解消や医療格差の是正、地域における教育の確保など、様々な課題を ICT や AI、ロボットなどの未来技術を活用して解決し、さらには新たなサービス・産業の創出や地域の活性化により、活力あふれる未来社会「北海道 Society5.0」を実現するため、「北海道 Society5.0 推進計画」(以下「計画」という。)第5章3により、「北海道 Society5.0 推進会議」(以下「推進会議」という。)を開催する。

(議題)

第2条 推進会議は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項を議題とする。

- (1) 「北海道 Society5.0」の推進に関すること。
- (2) その他、「北海道 Society5.0」の推進に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 推進会議の委員は ICT や AI、ロボットなどの未来技術の動向や利活用に関し知見を有する有識者などから構成する。

(運営等)

第4条 推進会議は、必要に応じて次世代社会戦略監が招集し、主催する。

- 2 推進会議に座長を置き、次世代社会戦略監が指名する。
- 3 座長は、不在の場合などの都度、これを代行する者を指名することができる。
- 4 次世代社会戦略監が特に必要があると認めるときは、構成員以外の者に推進会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 次世代社会戦略監は、必要に応じ、ワーキンググループを設置することができる。

(その他)

第5条 推進会議の事務は、総合政策部次世代社会戦略局デジタルトランスフォーメーション推進課において行う。

- 2 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、次世代社会戦略監が別に定める。

附則

この要領は、令和3年5月10日から施行する。